**運営規程のイメージ（介護医療院）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

介護医療院名　運営規程

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する介護医療院名（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設の従業者は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

２　　施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

３　 介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1） 名称　介護医療院名

（2） 所在地　○○市○○町○○○

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者　○名（常勤兼務、医師と兼務）

　　　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） 従業者

　　 医師　○名（常勤兼務、管理者と兼務）

　　　 薬剤師　○名以上

　　　 看護職員　○○名以上

　　　 介護職員　○○名以上

　　　 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　○名以上

　　　 栄養士又は管理栄養士　○名以上

　　　 介護支援専門員○名以上

　　　 診療放射線技師○名以上

　　　 調理員　○名以上

　　　　従業者は、介護医療院サービスの提供に当たる。

（3） 事務職員　○名以上

必要な事務を行う。

　（入所者定員）

　第５条　入所定員は○○名とする。（多床室 ○○室、従来型個室 ○○名）

　（入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料等）

　第６条　介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（1）療養上の管理

（2）看護

（3）医学的管理の下における介護

（4）機能訓練及びその他必要な医療

（5）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

２　その他の費用

　 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。

（1）居住費　　　　円（1日あたり）

多床室（○○室）、　　円（１日あたり）

従来型個室（○○室）

（2）入所者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

　　　　 個室○○円(税込)

２人室○○円(税込)（テレビ設置、居室内トイレ設置あり）（1日あたり））

（3）日常生活において通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用として、

日常生活費○○円、教養娯楽費○○円を徴収する。

（4）事務管理費　　　　円（1ケ月あたり）

内訳　預金通帳の保管、小遣いの入出金管理、各種税金の手続き等

（5）食費　　　　円（１日当たり）

（6）入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

行事食（敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等）　１食　　　　円(税込)

（7）理美容代　実費

３　施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又はその家族に対し説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

４　施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第７条　従業者は、入所者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（1）別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。

（2）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

（3）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第８条　施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

　（1）消火、通報及び避難の訓練（年２回）

　（2）消防設備、施設等の点検及び整備

　（3）従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

　（4）その他防火管理上必要な業務

　２　　施設は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第９条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

**※研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。**

**年2回：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**

**年1回：上記以外のサービス**

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第10条　施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　　施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

第11条　施設は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（2）　採用時研修　採用後○カ月以内

　　（3）　継続研修　　年○回

２ 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

３ 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、

基準を満たす限り、任意のもので構いません｡